

園内でのドローン・ラジコン機等の使用について

●使用許可条件●

- (1) 使用にあたっては、公園利用者及び通行人その他に迷惑、危害を与えないよう安全管理に十分留意してください。
- (2) 飛行の際の周囲の状況、天候等に応じて、必要な安全対策を講じ、飛行の安全に配慮してください。
- (3) 飛行範囲内に公園利用者がいないことを確認してください。
- (4) 使用が原因で公園管理者に損害を与え、又は他の公園利用者とのトラブルが生じた時は、使用者の責任において解決していただきますようお願い致します。
- (5) 総重量200g以上のドローン・ラジコン機等について、保険加入していない機体は許可できません。 使用許可申請時に保険加入の分かる書類を提出していただきます。
- (6) 道路（市道・県道）や歩道付近での飛行はできません。
- (7) 屋内での使用はできません。
- (8) 風速5m/s以上の状態での飛行はできません。
- (9) 雨の場合や雨になりそうな場合は飛行できません。
- (10) 十分な目視ができない雲や霧の中では飛行できません。
- (11) 高圧線、変電所、キュービクル施設等付近での飛行はできません。
- (12) 飛行させる際は、安全を確保するための補助員を1名以上配置し、適切な安全対応に配慮していただきますようお願い致します。
- (13) 公園利用者の個人情報（特定の個人を識別する）を収集する行為はできません。
- (14) 撮影を行う場合は事前にご相談ください。
- (15) イベント時の使用はできません。
- (16) 使用できる時間は日中（日出から日没まで）及び開園時間内となります。
- (17) 目視（直接肉眼による）でドローン・ラジコン機等とその周囲を常時監視した上で、使用をお願い致します。
- (18) 他の公園利用者又は園内の建物、車両等との間に30メートル以上の距離を保つようお願い致します。
- (19) 危険物の輸送はできません。
- (20) 物を投下しないようお願い致します。

●園内の設備や備品の破損等について●

- ・お客様の過失による破損や汚損が発生した場合は、その補修に係る費用をご負担していただきます。

●禁止事項●

- (1) 他人に危害を与え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (2) 観光農業公園の施設、附属設備又は備品を破損し、若しくは汚損し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (3) 観光農業公園の管理運営上支障がある行為をすること。
- (4) 危険物等を持ち込むこと。
- (5) 所定の場所以外で火気を使用すること。
- (6) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (7) 植物を採取し、又は果実をもぎとること。
- (8) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

